

緊急事態宣言を受けて

日本歯科医師会は1月7日、政府が1都3県に緊急事態宣言の発令を決定したことを受けて、文書を出しました。11月26日付「新型コロナウイルス感染症再拡大を受けて」および12月18日付事務連絡「年末、年始に向けて」等で、留意事項を示していますが、改めてその内容の徹底をお願いします。併せて、歯科医療、口腔機能管理の停滞や縮小により、国民、高齢者、要介護者等の全身の健康への影響が再び懸念されるため、かかりつけ歯科医としての注意喚起もお願いします。

なお、1月5日には、官邸にて堀憲郎会長と瀬古口精良専務理事が加藤勝信内閣官房長官と面談し、今回の緊急事態宣言を前に、日本歯科医師会の方針と対応を報告し、①欠くべからざる歯科医療提供体制堅持のための支援②ワクチン接種についての迅速な情報提供③歯科衛生士・スタッフ等の離職に対する人材確保への配慮④第三次補正予算の速やかで円滑な履行⑤緊急事態宣言により、昨春のような大きな受診抑制が生じないような配慮—について申し入れを行いました。

※詳細は、日歯 HP・メンバーズルーム→新型コロナウイルス感染症について→日本歯科医師会の対応・対策→新型コロナウイルス感染症への対応・対策をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症対応「日本歯科医師会休診補償制度」

日本歯科医師会では、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応「日本歯科医師会休診補償制度」〈事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）〉を創設しました。

【補償内容】会員や従業員が感染もしくは濃厚接触し、会員が開設または管理する歯科診療所の休診を余儀なくされた場合、外部業者による消毒を実施し、所属の郡市区歯科医師会長および都道府県歯科医師会長による休診証明書の発行を条件に、休診した際の喪失利益、PCR検査費用、消毒費用等の感染症対策費用を補償します。

【補償（保険）金額】プランA：25万円（休診日数2日連続、ただし、所定の休診日を除く）
プランB：120万円（休診日数10日連続、ただし、所定の休診日を除く）

【年間保険料】プランA：1施設あたり12,000円
プランB：1施設あたり49,800円

【保険期間】各保険始期日から1年間

【保険始期日】令和3年1月31日、令和3年2月28日、令和3年3月31日

※加入申込日によって、保険始期日が異なります。

【加入申込受付開始日】令和3年1月15日

日歯 HP・メンバーズルーム



※詳細は、日歯 HP・メンバーズルーム→医療管理・税務→新型コロナウイルス感染症→新型コロナウイルス感染症対応「日本歯科医師会休診補償制度」〈事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）〉をご参照ください。

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください